

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年6月23日

大鰐町長 山田 年伸

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集-1	大鰐町虹貝字 中熊沢 135-36	30・い1	山林	0.09	公告の日から 2042年3月31日	
集-1	大鰐町虹貝字 中熊沢 135-37	30・い2	山林	0.15	公告の日から 2042年3月31日	

2 縦覧場所

大鰐町農林課、大鰐町のホームページ

3 本公告により、大鰐町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。